

栃木県労働基準協会連合会

平成30年11月1日

発行

(一社)栃木県労働基準協会連合会

〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館4階

TEL: 028-678-2771 FAX: 028-678-2775 Email: info@tochikiren.or.jp

http://www.tochikiren.or.jp

第39号

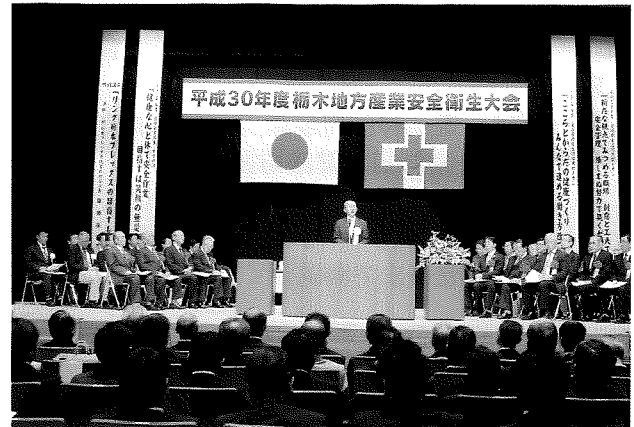
発行人

藤田英二

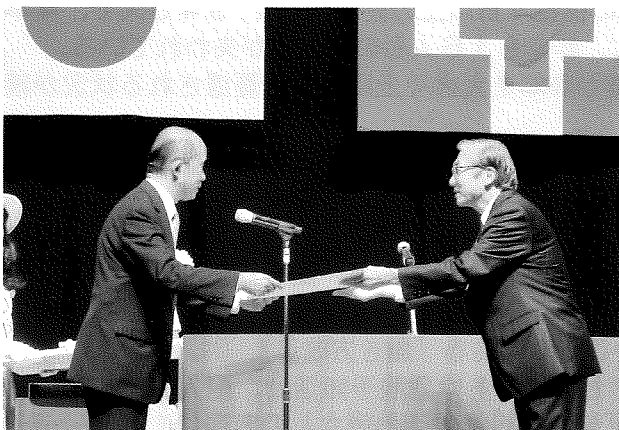
印刷 鈴木印刷株式会社



藤澤 智 会長



白兼 俊貴 労働局長



(株)小野測器 宇都宮テクニカル&プロダクトセンター



リンク栃木ブレックス 鎌田 眞吾 社長

とちぎ労基連トピックス①

平成30年度栃木地方産業安全衛生大会が開催されました。

平成30年10月2日(火)に、宇都宮市文化会館小ホールにおいて、平成30年度栃木地方産業安全衛生大会が開催されました。大会は、栃木労働局及び各労働基準監督署が主唱し、県内各労働災害防止団体が主催したもので、県内各地から約400名が参加しました。

開会に先立ち、労働災害で殉職された方々に対して参加者一同で黙とうを捧げた後、林紀一郎林業・木材製造業災防協栃木県支部長が開会のことばを述べ、藤澤智(一社)栃木県労基協会連合会会長が主催者を代表して挨拶して、「この5年間の栃木県内の労働災害の発生状況は、死亡者数は減少したが、負傷者数は微減にとどまり、増加傾向も示している。いかなる時代にあっても、働く人の安全と健康の確保はすべてに優先する。経営トップが安全衛生活動の徹底を表明して関係法令を遵守するほか、労使が丸となって安全衛生活動の充実に最大限努力することが重要である。この大会を契機に、災害の無い、より安全で快適な職場づくりに一層のご尽力をお願いする」と訴えました。

次に白兼俊貴栃木労働局長が主唱者として挨拶し、「日頃の安全衛生活動に感謝いたします。5年間の

第13次労働災害防止計画が今年度から始まった。しかし、今年度の県内の労働災害は負傷者、死亡者ともに増加ペースであり健康診断結果の有所見率も57%と高い値となっている。心と身体健康確保も含めてワンステップずつ安全衛生活動の強化をお願いします。」と安全衛生関係者の一層の活動を期待されました。

第一部の表彰式では、栃木労働局長表彰、主催団体である(一社)栃木県労基協会連合会長表彰、建災防栃木県支部長表彰、陸運災防栃木県支部長表彰、林業・木材製造業災防栃木県支部長表彰に加え、全国THP推進協議会長表彰の伝達が行われました。

ご来賓として、栃木県知事、(一社)栃木県経営者協会会長、日本労働組合総連合会栃木連合会長のご臨席を賜り、皆さまからご祝辞を賜りました。

受賞者を代表して、(株)小野測器宇都宮テクニカル&プロダクトセンターの代表から謝辞があり、その後、渡邊勇雄建災防栃木県支部長が大会宣言を読み上げ、全員で労働災害の撲滅に向け誓いを新たにしました。

第一部は、吉高神健司陸運災防栃木県支部長の閉会の言葉で締めくくりました。

休憩後、(一財)日本健康財団のインストラクターの指導により、ストレッチ体操を行いました。

第二部では、特別講演で栃木ブレックスの鎌田眞吾社長から、「リンク栃木ブレックスの目指すもの」と題して、プロバスケットボールチームの活動をスライドを駆使してご講演をいただきました。

参加者一同最後まで興味深く耳を傾けていました。(受賞者名簿、大会宣言は別掲)

とちぎ労基連トピックス②

大会宣言

栃木県における労働災害は、関係者の努力のもと長期的に減少してきたが、減少幅は徐々に小さくなり、近年は1,800人前後を推移している。昨年の休業4日以上死傷者は1,846人で、4年ぶりの減少となったものの、減少幅は僅かで、さらに、昨年も16人もの尊い命が失われている。

本年は交通事故による死亡災害が多発し、死亡災害が昨年を大きく上回る大変憂慮される状況が続いている。

県内経済情勢は緩やかに回復しつつある一方で、長時間・過重労働を背景とした、仕事や職業生活に関する不安や悩み、ストレスによる健康障害なども懸念され、労働者を取り巻く環境は未だ厳しい。

このような状況下において、本年度を初年度とする第13次労働災害防止計画が展開されている。すべての事業場において、一人の被災者も出さないという基本理念のもと、誰もが安心して健康に働くことができる職場の実現を目指し、経営トップの決意表明と強いリーダーシップにより、安全衛生管理体制を確立し、①長時間・過重労働の是正が柱のひとつである「働き方改革」、②ストレスチェックを始めとする「メンタルヘルス対策」、③リスクアセスメントや危険予知活動、雇入れ時を始めとする安全衛生教育等の労働災害防止対策の充実、④「治療と職業生活の両立」の実現に向け、労使その他全ての関係者が、互いに協力していくことが重要である。

ここに集結した我々は、本大会を契機に、労働災害による犠牲者をこれ以上出さないという強い決意のもと、関係者全員が一丸となり、全力をあげて労働災害の防止に取り組むことを誓う。

以上、宣言する。

平成30年10月2日

栃木地方産業安全衛生大会

中災防からのお知らせ

「安全衛生教育促進運動」を全国展開中です。

中災防では、平成30年12月1日から同31年4月30日までを実施期間として、厚生労働省の後援を受けて「平成30年度安全衛生教育促進運動」を展開します。

この運動は、労働災害防止のために不可欠な安全衛生教育、とりわけ労働安全衛生法に基づく教育等を促進するため、平成25年度から中災防が提唱し展開しているものです。詳しくは中災防ホームページでご確認下さい。

また、(一社)栃木県労働基準協会連合会では、中災防の「安全衛生教育実施チェックリスト」を配布しておりますので、必要な方はお問合せください。

平成 30 年度栃木地方産業安全衛生大会 受賞者名簿 (敬称略)

安全衛生に係る栃木労働局長表彰

優良賞 株式会社小野測器宇都宮テクニカル&プロダクトセンター
 奨励賞 ジェイ・ワイテックス株式会社関東事業所
 株式会社ミットヨ宇都宮事業所清原生産部
 住化積水フィルム株式会社足利工場
 協立機興株式会社
 杏林製薬株式会社わたらせ創薬センター
 株式会社ススキプレシオン
 株式会社サカタロジスティックス
 エーシーエム栃木株式会社塩谷工場

功績賞 小林 俊明 八木澤享一
 安全衛生推進賞 臼井 一夫 浜野 芳朗

栃木県労働基準協会連合会長表彰

安全功績賞

手塚 光男 金井 勝 増山 博 児玉 俊明
 西田利喜雄 日下田俊夫 高橋 繁雄 藤木 修

労働衛生功績賞

中島 昭 蜂須 紀雅 植草英一郎 加藤 光宏
 小林 栄 岸田 順一 藤田 英哉 藤村 大輔

建設業労働災害防止協会栃木県支部長表彰

優良賞 山本建設(株)堤防工事田川その2(安全川補)
 株式会社稲葉設備 株式会社丸二工務店
 佐藤工業株式会社 船山建設工業株式会社
 株式会社生駒建設興業 丸玉土木建築株式会社

功労賞 渡邊 健司
 功績賞 阿久津信一 佐藤 英明 五十畑賀章 大谷 和久
 丸山 隆重 永澤 一男 丸山 忠男

陸上貨物運送事業労働災害防止協会栃木県支部長表彰

優良賞

寺口運送株式会社宇都宮営業所 有限会社楠商事
 太平洋陸送株式会社矢板営業所 株式会社渡良瀬商事
 有限会社大昇商事陸運 株式会社松井運輸
 有限会社大原葬祭

奨励賞

三協運輸株式会社 株式会社梅澤
 株式会社三昇 フリーゲート株式会社
 株式会社大全 有限会社トチミ・グリーン・サービス

林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部長表彰

安全優良事業場賞

入江林産 大貫林業 株式会社ヨネザワ・フォレスト
 有限会社中津原ハウジング 森田製材所 有限会社佐藤商店

安全功労賞 小平 一郎 大橋 正男 松本 久雄
 鈴木 信雄 白石 繁雄

全国THP推進協議会長表彰(伝達)

優良賞 ヤマウチ株式会社鹿沼工場
 進歩賞 栃木明治牛乳株式会社
 大和製罐株式会社真岡工場
 功労賞 亀山佳代子(ハウス食品(株)関東工場)

事例
(自動車整備業)

- 1 精神障害を発病した労働者について、36協定で定めた上限時間（月42時間）を超えて、月100時間を超える違法な時間外・休日労働（最長：月114時間）を行わせ、それ以外の労働者9名についても、月100時間を超える違法な時間外・休日労働（最長：月176時間）を行わせていたことから、指導を実施した。
- 2 健康診断において異常の所見があった者の健康保持のために必要な措置について、医師の意見を聴いていなかったことから、指導を実施した。

立入調査において把握した事実と労働基準監督署の指導

- 1 精神障害を発病した労働者について、36協定で定めた上限時間（月42時間）を超えて、月100時間を超える違法な時間外・休日労働（最長：月114時間）を行わせ、それ以外の労働者9名についても、月100時間を超える違法な時間外・休日労働（最長：月176時間）を行わせていた。また、賃金台帳に、各労働者の休日労働時間数を記入していなかった。

労働基準監督署の指導

- ①36協定で定める上限時間を超えて時間外労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第32条違反）
- ②時間外・休日労働を月80時間以内とするための具体的方策を検討・実施するよう指導
- ③賃金台帳に各労働者の労働時間数等を記入していないことについて是正勧告（労働基準法第108条違反）

- 2 健康診断において異常の所見があった者の健康保持のために必要な措置について、医師の意見を聴いていなかった。

労働基準監督署の指導

健康診断において異常所見があった者に係る医師の意見聴取を行っていないことについて是正勧告（労働安全衛生法第66条の4違反）

健康診断結果に基づく医師等からの意見聴取と事後措置

(労働安全衛生法第66条の4、第66条の5)

健康診断の実施

- ☞ 常時使用する労働者に対し、1年以内に1回、定期に健康診断を実施しなければなりません。
- ☞ 深夜業を含む業務に常時従事する労働者に対しては、6か月以内に1回の健康診断を実施しなければなりません。

事後措置（健康診断後、使用者が実施）

- ☞ 健康診断で異常の所見があった者については、健康保持のために必要な措置についての医師の意見を聴き、必要な事後措置を講じなければなりません。

毎年 11 月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

平成 26 年 11 月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11 月は「過労死等防止啓発月間」とされています。

このため、栃木労働局では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

過重労働による健康障害等を防止するためにも、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成 29 年 1 月、厚生労働省）に基づき、労働時間を適正に把握すると共に、「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」（平成 18 年 3 月、厚生労働省）及び「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」（平成 15 年 5 月、厚生労働省）に基づき、次の措置を講じましょう。

過重労働による健康障害を防止するために

- 1 時間外・休日労働時間を削減しましょう。
 - (1) 36 協定（時間外労働・休日労働に関する協定）で定める延長時間は、「労働基準法第 36 条第 1 項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」（平成 10 年労働省告示第 154 号）に適合したものとする必要があります。
 - (2) 特別条項付き 36 協定により月 45 時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月 45 時間以下とするよう努めましょう。
 - (3) 休日労働についても削減に努めましょう。
- 2 年次有給休暇の取得を促進しましょう。
 - (1) 年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり、計画的付与制度の活用等により、年次有給休暇の取得促進を図りましょう。
- 3 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。
 - (1) 健康管理体制を整備すると共に、健康診断を実施しましょう。
 - (2) 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

賃金不払残業を解消するために

- 1 職場風土を改革しましょう。
- 2 適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- 3 労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

栃木県最低賃金

※ 事業場の見やすい場所に掲示してください。



時間額

826

円

「栃木県マスコットキャラクター とちまるくん」

必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も

発効日：平成 30 年 10 月 1 日

◎ 栃木県内で事業を営むすべての使用者及び事業場で働くすべての労働者に適用されます。

◎ 最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反となり処罰されることがあります。

◎ 最低賃金には、精皆勤手当・通勤手当・家族手当・臨時に支払われる賃金及び時間外割増賃金は含まれません。

◎ 詳しくは、栃木労働局労働基準部賃金室（電話 028 - 634 - 9109）又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

労働災害発生状況 (平成30年9月末現在)

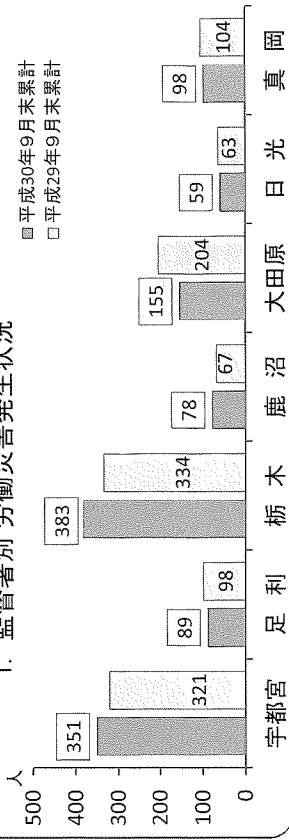
労働災害発生状況 (平成30年9月)

栃木労働局 健康安全課

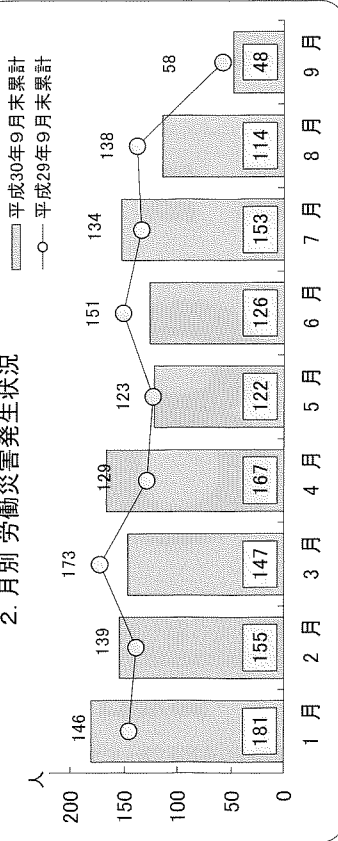
(平成30年9月末現在)

区分	平成29年		平成30年		増減数	増減率 (%)
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数		
全業	1,191	5	1,213	11	+22	+1.8
製造業	340	1	354	1	+14	+4.1
建設業	140	3	113	1	-27	-19.3
道路貨物運送業	139	1	153	3	+14	+10.1
陸上貨物取扱業	10		10		-	-
林業	514		544	5	+30	+5.8
第三次産業						

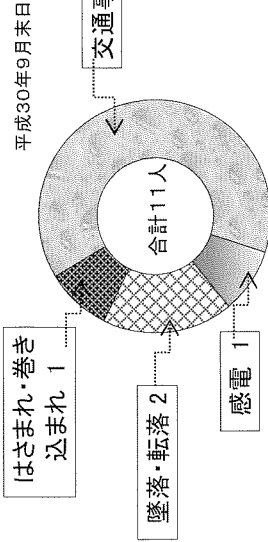
1. 監督別労働災害発生状況



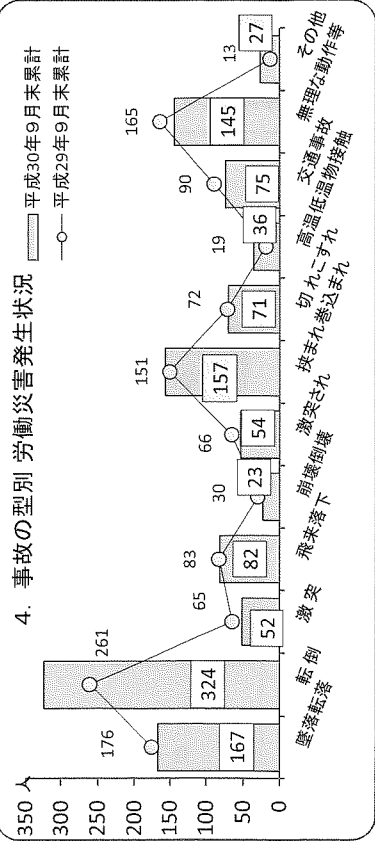
2. 月別労働災害発生状況



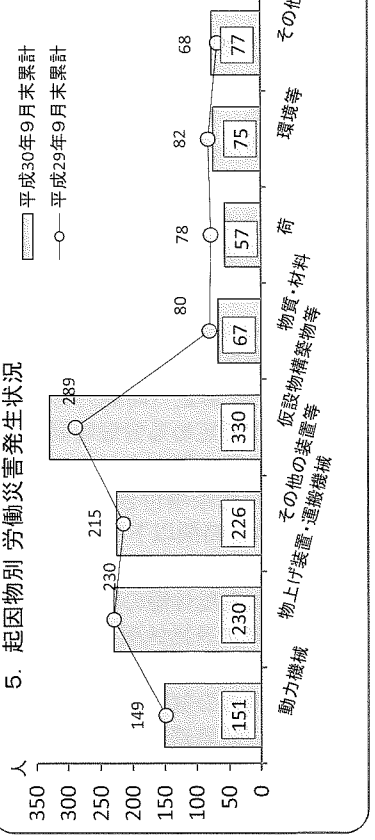
3. 事故の型別労働災害発生割合 (死亡)



4. 事故の型別労働災害発生状況



5. 起因物別労働災害発生状況



労働保険適用促進強化期間 11/1～11/30

『労働保険に入っていない会社に、人は集まるでしょうか。』

「労働保険」とは、労災保険と雇用保険とを総称したもので保険給付はそれぞれ別個に行われます。

1 労災保険給付に要した費用の一部を徴収することもあります

労災保険は、労働者が業務上又は通勤途上で負傷したり、あるいは不幸にも死亡された場合に労災保険法の規定により、負傷した労働者又は遺族に対し補償を行うもので、保険給付は労働基準監督署で行っております。

なお、事業主が故意または重大な過失により労災保険の保険関係成立届を提出していない期間中に労働災害が生じ、労災保険給付を行った場合、遡及して労働保険料を徴収するほか労災保険給付に要した費用の一部を徴収することとなっています。

2 失業した労働者の生活の安定と再就職を促進

雇用保険は、労働者が失業した場合に失業給付金の支給を行い、失業した労働者の生活の安定と再就職を促進し、併せて労働者の福祉の増進を図るための事業を行う制度で、保険給付は公共職業安定所で行っています。

3 労働者を使用する事業主は加入することが義務づけられています

「労働保険」は、労災保険法と雇用保険法の規程により、労働者を使用する事業主は、加入することが義務づけられていますので、まだ加入手続をされていない事業主は最寄りの労働基準監督署又は公共職業安定所で加入手続をしてください。

詳しくは、最寄りの労働基準監督署又は公共職業安定所にお尋ねください。

栃木労働局総務部労働保険徴収室

電話 028 - 634 - 9113

働くみんなに、
大きな安心。

中退共は、半世紀で100万社以上の中小企業にご利用いただいている国の退職金制度です。

中退共

CHU TAI KYO
小企業 退職金 共済制度

安全
国の制度だから安心
新規加入や掛金を増額する場合、掛金の一部を国が助成します。

有利
掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

簡単
社外積立で管理も簡単
納付状況や退職金試算額を事業主さんにお知らせします。

詳しくはホームページをご覧ください。 [中退共](#) [検索](#)

中退共 (独)勤労者退職金共済機構
CHU-TAI-KYO 中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

中小企業無災害記録が達成されました

★★中災防・中小企業無災害記録証授与制度★★

平成30年4月以降、下記の事業場が無災害記録の認定を受けて、中小企業無災害記録証（表彰状）と副賞（表彰盾）が授与されました。

無災害記録の達成おめでとうございます。達成した事業場にはこれからも無災害の継続に向けて、更に安全管理活動の活発な取り組みをお願いいたします。

なお、この制度についての詳細は（一社）栃木県労働基準協会連合会（028—678—2771）にお問い合わせください。

住 所	事 業 場 名	種 別	期 間	労働者数
さくら市	エーシーエム栃木株式会社 本社工場	第四種 (銀賞)	平成25年1月19日 ～平成30年5月7日	73名
下野市	(株) 森製作所 北関東支社	第二種 (進歩賞)	平成20年10月29日 ～平成28年9月7日	22名
さくら市	住ベテクノプラスチック (株) 喜連川工場	第三種 (銅賞)	平成18年6月12日 ～平成30年7月23日	13名

栃木労働局からの要請・依頼の概要

前回の会報の発行以降に下記の周知依頼・要請を受けました。

（番号は平成30年度の通し番号）

- ⑰ 30年8月10日付け 栃木労働局長
（趣旨）第13次労働災害防止計画を踏まえた第三次産業における労働災害防止対策の推進について周知依頼
- ⑱ 30年8月17日付け 栃木労働局労働基準部長
（趣旨）「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動の先進的な取組事例集」の活用について周知依頼
- ⑲ 30年8月27日付け 栃木労働局長
（趣旨）「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する周知協力依頼
- ⑳ 30年8月30日付け 栃木労働局長
（趣旨）10月における年次有給休暇の取得促進について周知依頼
- ㉑ 30年9月14日付け 栃木労働局監督課長
（趣旨）「荷重労働等防止対策推進シンポジウム」について広報依頼
- ㉒ 30年9月25日付け 栃木労働局長
（趣旨）栃木県最低賃金の周知広報について依頼
- ㉓ 30年10月1日付け 栃木労働局長
（趣旨）平成30年度労働保険適用促進強化期間に係る広報文の掲載依頼

地区労働基準協会情報

(一社) 宇都宮労働基準協会 (028-633-4133)

- ①11月5日(月)～8日(木) 特殊健康診断
清原工業団地管理センターほか
- ②11月10日(土) 宇都宮地区THP推進協議会
歩け歩け実践運動
真岡・井頭公園
- ③11月12日(月) リスクアセスメント実務研修会
栃木県護国会館
- ④11月20日(火) 永年勤続従業員表彰式
コンセーレ
- ⑤12月4日(火) 粉じん特別教育 栃木県護国会館
- ⑥1月17日(木)～18日(金)
第2回職長教育 栃木県護国会館
- ⑦1月25日(金) 労務管理講習会 とちぎ福祉プラザ

(一社) 足利労働基準協会 (0284-73-6660)

- ①11月21日(水) 平成30年度足利地区産業安全衛生大会
足利市民プラザ
- ②11月28日(水) 足利地区働き方改革勉強会発足総会
足利市民プラザ
- ③12月5日(水)～6日(木)
有機溶剤作業主任者技能講習
足利市民プラザ
- ④12月8日(土) リスクアセスメント実務研修会
足利市民プラザ
- ⑤1月26日(土)～27日(日)
動力プレス金型交換等特別教育
(株)深井製作所他
- ⑥1月30日(水) 労務管理セミナー並びに新春会員懇談会
足利市民会館

(一社) 栃木労働基準協会 (0282-24-7758)

- ①11月13日(火) 職長等能力向上教育
栃木商工会議所
- ②11月22日(木) 第3回理事会
栃木市栃木文化会館会議室
- ③11月22日(木) 栃木地区産業安全衛生大会
栃木市栃木文化会館小ホール
- ④12月6日(木) 研削といし取替特別教育
栃木商工会議所
- ⑤1月18日(金) 労務管理セミナー及び新春意見交換会
ニューアプロニー
- ⑥1月23日(水) 動力プレスの金型の調整特別教育
栃木商工会議所

(一社) 佐野労働基準協会 (0283-24-6470)

- ①11月6日(火) 佐野地区産業安全衛生大会実行委員会
佐野市勤労者会館
- ②11月20日(火) 佐野地区産業安全衛生大会
佐野市文化会館
- ③11月14日(水)～15日(木)
佐野プレス災害防止協議会
安全交流会(巡回相談会)
- ④12月5日(水)～6日(木) 職長教育
佐野市勤労者会館
- ⑤12月13日(木) 労務管理セミナー
佐野市勤労者会館
- ⑥1月23日(水) 職長能力向上教育
佐野市勤労者会館

(一社) 鹿沼労働基準協会 (0289-62-8633)

- ①11月9日(金) 鹿沼地区産業安全衛生大会
(株)福田屋百貨店鹿沼店
- ②11月14日(水) 総務部会 鹿沼市民情報センター
- ③11月22日(木) 中高年齢者安全衛生教育
鹿沼市職業訓練センター
- ④11月28日(水) 理事会 鹿沼市民情報センター
- ⑤1月25日(金) 労務管理講習会
(株)福田屋百貨店鹿沼店
- ⑥1月25日(金) 新年祝賀会
(株)福田屋百貨店鹿沼店
- ⑦未定 動力プレス機械の特別教育
未定

(一社) 塩那労働基準協会 (0287-22-7100)

- ①11月9日(金) 塩那地区産業安全衛生大会
カシマウエディングリゾート
- ②11月19日(月)～20日(火)
衛生管理者能力向上教育
県北体育館
- ③11月29日(木) リスクアセスメント担当者研修
県北体育館
- ④12月12日(水)～13日(木) 第2回職長教育
県北体育館
- ⑤1月上旬 北栃木新春名刺交換会
大田原市
- ⑥1月上旬 那須塩原市新春賀詞交歓会
那須塩原市

日光労働基準協会 (0288-21-2047)

- ①11月15日(木) 日光地区産業安全衛生大会
(株)あさの
- ②11月22日(木) 自由研削といしの取替え等の業務に係る特別教育
日光市大沢公民館
- ③12月6日(木) 労務管理講習会
日光市大沢公民館
- ④12月18日(火) リスクアセスメント担当者研修会
日光市大沢公民館
- ⑤1月23日(水) フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育(林災防協力)
日光市大沢公民館
- ⑥1月24日(木)～25日(金)
木材加工用機械作業主任者技能講習(林災防協力) 宇都宮市

(一社) 真岡労働基準協会 (0285-82-5185)

- ①11月5日(月) KYT研修 真岡市公民館
- ②11月28日(水) 真岡地区産業安全衛生大会
フォーシーズン静風
- ③12月3日(月)～4日(火)
安全管理者選任時研修
真岡市公民館二宮分館
- ④1月22日(火)
リスクアセスメント実務研修
真岡市公民館
- ⑤1月28日(月)～29日(火)
職長教育 真岡市公民館

平成 30 年度各種技能講習等実施計画表 (一社) 栃木県労働基準協会連合会

実施月日	講習科目等	会場	受付開始	締切	
11	5(月)～6(火)	有機溶剤作業主任者技能講習⑧	建設産業会館	8/6(月)	10/22(月)
	7(水)	安全管理者能力向上教育	〃	8/7(火)	10/24(水)
	12(月)～13(火)	鉛作業主任者講習	〃	8/17(金)	10/29(月)
	26(月)～27(火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習④	〃	8/27(月)	11/12(月)
	29(木)～30(金)	安全管理者選任時研修②	〃	8/29(水)	11/15(木)
12	3(月)～4(火)	有機溶剤作業主任者技能講習⑨	建設産業会館	9/3(月)	11/19(月)
	14(金)	腰痛予防対策講習会(中災防主催)	〃	随時	先着順
	17(月)～19(水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑤	〃	9/18(火)	12/3(月)
1	8(火)～9(水)	有機溶剤作業主任者技能講習⑩	建設産業会館	10/9(火)	12/19(水)
	15(火)～16(水)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑤	〃	10/15(月)	12/27(木)
	21(月)～24(木)	外国人技能実習制度養成研修②	〃	全基連	全基連

受講申込案内

◆ 申込方法・申込用紙につきましては当連合会のホームページに詳細・書式がございますので、最新のものをダウンロードしてご利用下さい。

※インターネットがご利用できない方は直接お問い合わせ下さい。

URL【<http://www.tochikiren.or.jp>】

(一社) 栃木県労働基準協会連合会(平日9:00～17:00 土日祝は休業)

〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館4階

TEL: 028-678-2771 FAX: 028-678-2775 Email: info@tochikiren.or.jp